

砂川市では中小企業者の従業員が資格を取得する際の経費の一部を補助します!!

資格等取得支援事業補助金



POINT 01

【対象事業】

市内の中小企業者が市内居住の従業員に対して、業務に必要な資格等を取得させる事業を行ったとき

※ 代表者(法人の場合は役員を含む)の3親等以内の親族は対象外です



POINT 02

【対象資格等】

国家資格、技能検定、技能講習、厚生労働省が実施する教育訓練給付制度の対象となっている資格



POINT 03

【対象経費】

従業員が取得する資格等で、中小企業者が負担する受験料・受講料・登録費用

※ 交通費や宿泊費は除く、なお、資格等を取得できなかった場合は対象外です



POINT 04

【補助額】

対象経費の1/2を助成(限度額:1資格あたり5万円)

→1事業者当たりの補助上限額は雇用保険に加入している従業員数によって決定します

- ① 5人以下 → 10万円
- ② 6人～20人 → 30万円
- ③ 21人以上 → 50万円

※ 対象の従業員が資格等を取得後1年以内に転出または退職したときは補助金を返還していただきます



★お問い合わせ:砂川市 経済部 商工労働観光課 商工振興係
☎ 0125-74-8382(直通) MAIL:s-shinko@city.sunagawa.lg.jp

